

農整第 339 号  
令和 3 年 9 月 16 日

(一社) 富山県建設業協会 殿

富山県農林水産部長

富山県農林水産部建設工事監督要領の一部改正について (通知)

平素は、本県農林水産行政について格段のご協力を賜り心から感謝申し上げます。

「富山県農林水産部建設工事監督要領」を下記のとおり一部改正し適用することとしましたので通知します。

#### 記

#### 1 改正内容

「施工プロセス」のチェックリストの改正

(建設業退職金制度について電子申請方式の場合について追記)

#### 2 適用の年月日

令和 3 年 10 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。

また、既発注工事においても適用可能とする。

(事務担当：農村整備課技術管理係)

TEL：076 - 444 - 3299